

自転車マナーと交通ルールについて

学生支援課

★ 最近本学学生の自転車マナーや交通ルール違反に対する苦情が多く寄せられています！

★ 自転車マナー？なーんだ。いまさらー。と安易に考えていませんか！

自転車は通学や日常生活をする上で手軽に利用する交通手段ですが、「道路交通法」では車両の一種として規定されています。

自転車の交通事故といえば被害者をイメージするかもしれませんが、不注意な運転をした「加害者」として、高額の損害賠償や刑事罰を受けることも報道されています。

最近、自転車の危険運転による接触や衝突死亡事故等の全国的な発生により、自転車の「安全運転義務違反」に対して、罰則の厳格な適用が警察庁などで検討されています。

自転車に乗るには運転免許証は必要ありませんが、自転車マナーと交通ルールについては最低限守ることを忘れないでください。

★ 自転車の主な交通ルール違反（警視庁のホームページなどから抜粋）

- ◎ 一時停止違反 「一時停止」標識や見通しの悪い交差点では必ず止まって安全を確認しましょう。
- ◎ 歩行者通行妨害 歩道は歩行者優先です。「自転車通行可」標識により、自転車走行が許可された歩道では車道寄りを通行し、歩行者の迷惑にならないように間隔を開けて徐行しましょう。
- ◎ 信号無視 信号は絶対に守りましょう。
- ◎ 二人乗り／携帯電話 二人乗りや携帯電話しながらの運転は危険ですからやめましょう。（携帯電話しながらの運転は安全運転義務違反になる場合があります。）
- ◎ 夜間無灯火 車や歩行者に自分の存在を知らせるために、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ◎ 酒酔い運転 酒を飲んだら絶対乗らないようにしましょう。

★ これ以外にも、条例等で禁止罰則を定めていることがあります。

- ◎ 並進禁止 二台並んでの走行は他の通行妨害になりますのでやめましょう。
- ◎ 通行禁止 車両の通行が禁止されている場所では自転車から降りましょう。
- ◎ 傘差し運転等の禁止 傘差し運転等のような片手運転は危険なのでやめましょう。